

平成 23 年 12 月 12 日

東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入について (提 案)

関西広域連合

東日本大震災で発生した災害廃棄物は膨大な量に及び、被災地の復興に向けて、できる限り速やかな処理を図るため、広域的な対応協力が求められている。

このような状況にかんがみ、関西広域連合としては、下記の通り放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物の取扱いに関する基準や処理方針等を国が明確化することを前提に、被災地の災害廃棄物の広域処理に向けた取組を検討することとする。

記

1 災害廃棄物処理のための基準についての明確化

原子炉等規制法では、原子力発電所内の工事で発生したコンクリートがらや金属類等のうち、そのまま再利用ができるとした基準（クリアランスレベル）は $100\text{Bq}/\text{kg}$ である。

しかし、環境省の「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)には、安全に埋立可能な目安として $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ という値が示されているが、クリアランスレベルとの間に数値上大きな乖離が生じている。

こうしたことから、住民に対し、安全性の確保について一貫した説明ができない状況となっている。

国にあっては、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物の取扱いに関する基準について、クリアランスレベルとの関係を含め明確に説明するよう要請する。

とりわけ、今回の災害廃棄物に含まれる放射性セシウムは水に溶出しやすいとされているが、環境省のガイドラインでは海面処分場における処分についての方針が明確になっていないため、早急に海面処分場における技術的な指針を示すことを要請する。

2 災害廃棄物の処理の全体方針スケジュールの明確化

広域処理の必要量の把握の前提となる災害廃棄物の種類別発生量、域内処理可能量、コンクリートがら、木くずなどのリサイクル可能量などが明らかにされておらず、処理の全体方針が明確化されていない。

それゆえ、広域処理の必要性やその具体量、処理方法などが明確にされていない。

環境省にあっては、災害廃棄物全体の処理方針と計画及びスケジュールを早期に明らかにするよう要請する。